

福島市と福島財務事務所との 地域活性化に関する包括連携協定の概要

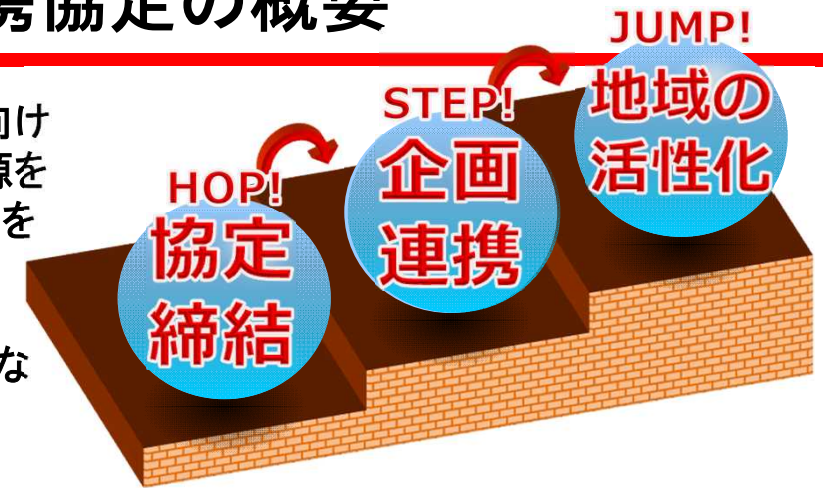
別紙

目的

福島市と福島財務事務所が地域経済の持続的な発展に向けて相互に連携することにより、双方のネットワークと経営資源を有効に活用し、地域活性化、地方創生及び地域価値の向上を図ることを目的とする。

具体的取組

今後、双方が連携し、地域活性化等に向けて、下記のような具体的な取組を協議・検討します。



包括連携協定の具体的な取組

● 地域活性化の推進に関する事項

福島市の抱える地域活性化や地方創生における課題について、福島財務事務所の有する金融機関や国の機関等とのネットワークを活用し、課題解決に向けた議論の場の設置や、国の担当省庁への橋渡しを行う。

◆ 福島市内への企業誘致に向けた取組の実施

- ・ 企業誘致促進に向けた、金融機関等との協議の場を設ける。

◆ 福島市の進めるまちづくりを支援する取組の実施

- ・ まちづくり支援として、空き店舗対策や、まちなかへの創業支援などの課題解決に向けた協議の場を設ける。

● 住民サービスの向上に関する事項

- ◆ 公立小・中学校での財政や金融経済に関する出前講座や、金融犯罪防止に向けた市民向け講座などを開催する。

● 大規模災害時における人的支援等に関する事項

◆ 人的支援

- ・ 福島市内で大規模な災害が発生し、福島市より職員派遣要請があった場合には、福島財務事務所は東北財務局と連携のうえ、職員を派遣し事務や作業を支援する。

◆ 国有地等の活用

- ・ 国有地や国家公務員宿舎等の活用を通じて、福島市の被災者、復旧事業等を支援する。

● 金融、財政投融资及び国有財産等に関する事項

- ◆ 金融及び財政投融资、国有財産等に関する福島市からの相談・要望について、コンサルティング等を行う。

● その他、目的を達成するために必要と認められる事項

- ◆ 必要に応じて、クラウドファンディングや国の制度等、地方連携推進に関する研修会等の開催する。
- ◆ 福島市主催イベント等への参画(ブース出展)